

公益財団法人岩手県文化振興事業団第67回理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月15日(水) 午後1時30分～
- 2 開催場所 岩手県民会館 第1会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 8名
理事長 石田 知子 理事 泉 裕之
理事 岩渕 計 理事 熊谷 常正
理事 柴田 和子 理事 菅原 義子
理事 藤澤 修 理事 藁谷 収
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項
議案第1号 令和5年度事業計画の変更について
- 6 報告事項
報告事項1 各種規程の一部改正について
報告事項2 職務執行状況の報告について(令和5年度事業の執行状況)
報告事項3 令和6年度事業計画(素案)の概要について
- 7 議事の経過の要領及びその結果
定刻、総務部職員が、理事総数9名のうち8名出席により、本理事会が定款第35条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。
次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議に入った。

[決議事項]

議案第1号 令和5年度事業計画の変更について

議長は議案第1号を上程し、埋蔵文化財センター総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

[報告事項]

(1) 報告事項1 各種規程の一部改正について

別紙資料に基づき、総務部総務課長から報告があり、これを了承した。

(2) 報告事項2 職務執行状況の報告について(令和5年度事業の執行状況)

理事長から、業務執行に際し各種規程に基づき必要な契約手続きや会計処理、財産管理、人事・組織管理等の業務を執行したこと、理事長権限とされる資金の借入れを行っていないこと、県民会館、博物館、美術館及び平泉世界遺産ガイダンスセンターについて、指定管理者の指定に係る基本協定等を締結し、指定管理事業を開始したこと、理事長・館所長会議設置要綱を制定し、マネジメント体制を再構築したこと、新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた当面の対応方針を廃止したこと等について報告がなされた。

また、別紙資料に基づき業務執行理事4名からそれぞれ令和5年度事業の執行状況について報告があり、いずれも了承した。

《質問・意見等》

【理事】

県民会館がトーサイクラシックホールという名称になったが、先般、県立博物館の特別展示室がネーミングライツの対象になっていると新聞報道されていた。

県立博物館については、法的には社会教育機関として位置づけられているはずである。教育機関、つまり学校とか博物館については、このようなネーミングライツの該当にはならないと聞いていたところだが、特別展示室を対象にするというのはどういった根拠からなのか教えていただきたい。

【博物館副館長】

このネーミングライツは県において実施しているものであり、詳細な説明を受けているものではないが、博物館についてもその対象にして構わないという判断で、今回のような対応になったと聞いている。

11月2日、応募事業者に対する説明会が行われたが、その結果がどうなるのかはまだわからない。

【理事】

平泉世界遺産ガイドセンターが4月から有料化された。昨年度は、新型コロナの影響下にありながらも22頁にあるような数字、しかし今年度については、いずれも△印が付いている。

この原因は、入館料の徴収に起因していることは確実であり、ガイドセンターを含め博物館的な施設について、有料化が適切な措置なのかどうかについて検討し、県の窓口に対して無料化の復活について要請することが必要なのではないか。有り体に申し上げると「ジリ貧」になってしまう。

さらに、平泉の世界遺産については、柳之御所だけ拡張対象として登録措置を進めて行くと聞いている。文化庁が今後どう具体的に動くかはともかくとして、世界遺産登録を考えたときに適切な形とはどういうものなのか、指定管理者という立場で検討することは必要かと思う。これは、意見として申し述べる。

【理事】

先ごろ、第76回岩手芸術祭総合フェスティバル、芸術体験フェスタが、無事、肴町と県民会館で実施された。大変盛会裏に行われ、岩手県芸術文化協会として心から有難く思っている。引き続き2月まで実施されるので、各会場に足を運んでいただければと思う。

質問は、17頁のアートシネマ上映会に関してだが、この作品はどのようにして選定されているのか。結構楽しみにしている方が周囲におり、もっとPRすれば鑑賞者が増えると思うし、上映が終わってから「行きたかったのに」という方が割といる。

【美術館学芸普及課長】

アートシネマの上映作品の選定に関しては、職員が配給会社等から情報を得て、その時々企画展と関連し、中身が膨らむような、内容の理解が進むようなものをなるべく選定するようにしている。企画展と関わらない場合は、名作のシリーズや幅広い方々に楽しんでいただけるようなラインナップを選定している。

御指摘のPRについては、アートシネマに関しては上半期、下半期とチラシを用意してPRに努めている。また、季刊スケジュール、ホームページ、SNSでも案内しているところだが、情報が行き届いていないところもあるものと思う。

来場者は、上映を楽しみにして来てくださる方々、つまりリピーターが多い。内容によっては、子ども連れや若い方々が多いときもあるという状況。

(3) 報告事項3 令和6年度事業計画（素案）の概要について

別紙資料に基づき、県民会館業務管理課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長、美術館副館長及び総務部総務課長から報告があり、これを了承した。

(4) その他

第68回理事会の開催と議事内容について

総務部総務課長から、特段の事情が生じなければ、令和6年3月中旬、県民会館又は美術館において、令和6年度事業計画、収支予算の審議等を議事内容とする第68回理事会を開催予定である旨説明があり、全員これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後2時40分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和5年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第67回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印